HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「不偏不党」の両義性と権力コミュニケーション ： 白虹事件を例として
Author(s)	朱, 迪
Citation	国際広報メディア・観光ジャーナル, 36, 37-54
Issue Date	2023-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90193
Type	departmental bulletin paper
File Information	Jimcts_36 (3).pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts

「不偏不党」の両義性と権力コミュニケーション
――白虹事件を例として

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程
朱　　迪

The Ambiguity of "Impartial, Unbiased Perspective" and Power Communication: Hakko Affair as an Example

ZHU Di

abstract

This paper considers the ambiguity of the "impartial, unbiased perspective" by examining the rationality of the Hakko Affair, and adopts Niklas Luhmann's viewpoint of power communication as a theoretical foundation. The Hakko Affair in 1918 is an example of how power communication plays a pivotal role in affecting different entities involved. The government set up sanctions with coercive power backed by administration and law, to suppress Asahi Shimbun successfully (valid sanction). In comparison, the mass media's power can influence public opinion but it cannot change the government by influencing elections, since the election has not yet been in place (invalid sanction). This interplay of power between mass media and government is a precondition for the ambiguity of the "impartial, unbiased perspective". Only when the power relationship between the mass media and the government is balanced, the "impartial, unbiased perspective" can be considered subsequently a normative concept in journalism.

1 はじめに

朝日新聞の編集綱領の第一条、冒頭にある「不偏不党の地に立って言論の自由を貫き、民主国家の完成と世界平和の確立に寄与す」という表現は特に不自然なところはない。しかし、「不偏不党」という表現に込められた公正・公平・中立的なビジョンを注意深く追究すると、実は極めて多様に解釈され得ることがわかる。渡辺（2014）が分類する以下の「公正・公平・中立論の5つのパターン」はこの事情をよく説明している。「①左右の両極端を排し、その他の異なった意見をできるだけ多く並列的に列挙する、いわゆるNHK的公平[1]。②さまざまな意見の真ん中をとることを中立と考える、いわゆる中道。③権力には悪が存在すると考え、忌憚のない権力悪批判をジャーナリズムの使命とするウオッチドッグ機能。④少数意見（異見）を尊重し、出来るだけ多くの多様な意見を価値評価を加えることなく紹介すること。⑤世論の大勢とその動向を重視し、視聴者・読者のニーズに対応をすること」（渡辺2014：160-161；外岡2021：5）。本論ではこのような公正・公平・中立を詳細に追うことはしないが、上記5つのパターンがいずれも「公正・公平・中立」と称することができるという事実に着目する。その類義表現としての「不偏不党」にも、曖昧かつ多義的な扱われ方を垣間見ることができる。さらに、「不偏不党」が朝日新聞の編集綱領となった原因を考えると、実は1918年の「白虹筆禍事件」という政府による言論弾圧に遡る。そして、戦後の1952年、朝日が自社の編集綱領を作り直す際も、この「不偏不党」を「書いては消し、消しては書いて」、最終的には取らないことにした（笠1955：205）。結局、公正・公平・中立的なビジョンが付与される「不偏不党」は、弾圧された歴史と曖昧な多義性を内に抱えつつ、既に100年以上使われているのである。

歴史と現実を照合すれば、不偏不党には大きく「2つの異なる方向性」の問題が含まれるように見える。(1) もし不偏不党が本当に公正・公平・中立などを意味し、規範的な方向性を意味するならば、なぜ大阪朝日は言論弾圧を受けた直後にこれを使用し始めたのか。(2) 他方、不偏不党は公正･公平･中立などを意味するのではなく、妥協的な方向で用いるのであれば、言い換えれば、「不偏不党」はただ、政府による言論弾圧をかわすための、当時の政府と取り交わした合言葉であるとしたら、なぜ削除されず、今日まで使い続けられてきたのか。以上の2つである。

不偏不党が抱えるこの問題は、常にマスメディアと政府（公権力）との力関係を指し示す。そのため、不偏不党が確立される原点としての白虹事件を対象に、当時のマスメディアと公権力との力関係を振り返る意義は大きい。この力関係において作動するのは、あくまでも命令を発する権力主体（政府）と、この命令に服従する権力客体（言論弾圧を受ける新聞）との構造である。しかし、何らかの力の保証――例えばサンクション（制裁）のようなもの――がなければ、その権力関係が成立する可能性は極めて低いものであると想

►1 例えば、「放送法」の第1条第2号では「放送の不偏不党、真実及び自律を保障する」と明記されている。2016年の政府見解では、放送は、同じ情報を同時に不特性多数に対して容易にアクセスする物理的特性を持ち、電波を排他的に占有するものであるとされており、それを踏まえて、「放送の不偏不党」を規定している。また、放送の「不偏不党」は、「いずれの主義や党派などにもくみせず、公正中立の立場をとること」であるとなっている（内閣衆質190第201号）。

像される。このように考えると、この構造は実は社会学者ニクラス・ルーマンが提示した「権力コミュニケーション」論の構図と重なってくる。

このような理由から、本論では、ルーマンの社会システム論における「権力コミュニケーション」論を援用し、大阪朝日「不偏不党」が確立された白虹事件の歴史を振り返ることで、不偏不党の両義性が形成される原因を考える。全体的な流れとして、第2章では、白虹事件の歴史的経緯、戦前日本新聞紙法の2つの大きな特徴、および事件後社会からの反応をまとめる。第3章では、「不偏不党」の意味が歴史的に変遷し、2つの異なる方向性を持ちはじめる状況を確認する上で、白虹事件の前後の時期から「不偏不党」を、新聞の商業性と結びつける先行研究を検討する。さらに、占領期においてGHQ（連合軍総司令部）が行っていた言論統制に、与えられる「自由」の中で、「不偏不党」が継続されるという事実を踏まえて、先行研究では論理的に難点があることを指摘する。そして第4章では、ルーマンの権力コミュニケーション理論を援用することで、社会システムの文脈から白虹事件を再解釈し、言論弾圧を実施する政府と、言論弾圧を受ける大阪朝日のせめぎ合いが、権力コミュニケーションに沿って作動していたことを明らかにする。大阪朝日の全面的な屈服と不偏不党の両義性が形成される原因を、戦前から戦後までという時間軸に沿って考え、権力コミュニケーションの結果を左右する、「サンクションのバランス」という観点から本論の結論を出す。

2 歴史背景

2.1. 白虹事件の歴史的経緯

白虹事件の発端は1918年の米騒動にある。当時、第一次世界大戦がもたらした好景気によって、日本国内では経済のインフレ、貧富の格差の拡大が同時に起きた。賃金労働者による米の消費拡大と、米相場の投機によって、米価が高騰していた。夏の休漁期と重なり、やがて富山地方から日本全土まで拡がる米騒動へと発展した。同時期に、日本政府はチェコ兵団救出の理由で、ロシア革命に干渉すること（シベリア出兵）を決定した。当時の寺内内閣は、非立憲的な成立事情があった上、たびたび言論弾圧によって言論機関から強く非難されていた。時の大阪朝日新聞の編集局長鳥居素川は、段祺瑞援助、西原借款、米価値上がり、シベリア出兵など、寺内内閣の任期中に起こった一連の問題に対し、陣頭に立って激しく批判した（春原2003：155）。全国に波及した米騒動は深刻な政治・社会問題となったため、8月14日、寺内内閣は米騒動の記事を禁止することを通告する。しかしこの措置は直ちに春秋会や大阪朝日、大阪毎日などの大阪系新聞社の猛反発に遭った（佐々木1999：247）。その後、寺内内閣に反対し、言論の自由を守る目的で「関西記者大会」が開かれた。その8月26日の夕刊に記者大会を報道する記事で、執筆者の大

西利夫は「白虹日を貫く」[2]という表現を使った。兵乱の予兆と受けとられうる為、新聞紙法第41条「安寧秩序ヲ紊シ」の証拠とされ、大阪朝日はまもなく大阪府警によって告発された（朝日新聞百年史編修委員会1991：97-98；同上1995：90）。以上が白虹事件に至るまでの歴史的経緯である。その後、大阪朝日は大幅な人事刷新を行い、社長の村山龍平も上野理一に交代した。12月1日、大阪朝日は朝刊1面での謝罪文「本紙の違反事件を報じ、併せて我社の本領を宣明す」を出し、「不偏不党」を同紙の編集綱領に書き入れた。12月4日、「白虹日を貫く」記事の執筆者、大西利夫は禁固2か月、発行人兼編集人の山口信雄は禁固2か月という判決が下されることで、大阪朝日は発行禁止を免れた。つまり、白虹事件は大阪朝日が時の政権に屈服することで収束したのである。

2.2. 新聞紙法の規定と社会からの反応

1909年『新聞紙法』の歴史的成立過程を振り返ってみれば、新聞統制に関する法的規制は概ね2つの特徴に帰することができる。ひとつは安定的な社会秩序を乱す言論に警戒すること。これは新聞紙法の第41条、「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項」[3]という形で記載されている[4]。もうひとつは「国体」、即ち天皇制政治体制を乱す言論に警戒すること。これは新聞紙法の第42条、「皇室ノ尊厳ヲ冒涜シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」[5]という項目に対応している。大阪府警の告発は第41条、つまり「安寧秩序」を乱す理由に準拠していたが、右翼団体は「白虹日を貫く」の表現を「国体」の問題として受け止めていたのである。

事件後、社会はどのような反応をしたのかが注目される。「国体」の問題として受け止める右翼の反応は最も激しく、9月28日、黒龍会の会員で組織した「皇国青年会」の7人は大阪中之島公園で、大阪朝日の社長の村山龍平を襲撃した。それに続いて、黒龍会、浪人会も抗議運動を行った。大阪朝日のライバル、大阪毎日は犯人の犯行動機を詳報したが、言論への暴力的圧力を批判する観点から大阪朝日を声援することはしなかった（有山1995：294）。大阪毎日の内部では、大阪朝日の危機を喜んで傍観していた人もいたという（辻田2018:106）。そのような中、吉野作造は「言論自由の社会的圧迫を排す」（『中央公論』1918年11月号）という評論を発表し、村山龍平襲撃事件と、浪人会の暴力制裁という言論を批判した（吉野1918：51-52）。それに加え、11月に浪人会との公開弁論会に参加することで、吉野は言論の自由のあるべき姿を公に見せていたのである。

3 先行研究

3.1. 不偏不党の両義性

公正・公平・中立的なビジョンを提供する「不偏不党」は、『論語』の「君

►2 「白虹日を貫く」の出典は『史記』や『戦国策』に見つけられる。かつて君主が刺殺されるほどの凶悪な事件が起こった際、「白虹日を貫く」天象が現れるという民間伝説がある。日本では、天保年間の飢饉が起こった時に彗星が出たり、安政年間の地震が襲った時に日が真っ赤になったりしていたという（朝日新聞百年史編修委員会1995：103）。自然現象と社会事象を結び付けるという昔によくある発想からすれば、天皇制の転覆を示唆するメタファーと自然に解釈されうる。

►3 類似する表現は既に1893年『出版法』の第19、20条に「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノ」で現れた。さらに1869年『新聞紙印行条例』に規定される「凡事無害者」、また1873年「新聞紙発行条目」の「害ナキ者」という項目から、連続性のあるものと見られる。

►4 また、同法の第23、24条では、内務大臣は「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノ」に対して、掲載の差し止め、新聞紙の差し押さえ、掲載する新聞の発売禁止をすることができるとされる。これは行政（政府）に権力を付与するものであり、新聞紙自体の発行停止、新聞責任者に対する禁固または罰金を規定する41条とは異なるものと考える。

►5 注3の状況と類似し、1893年『出版法』の第26、27条に「政体ヲ変壊シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスル文書図画」「風俗ヲ壊乱スル文書図画」という表現がある。「国体」の初出は1873年『新聞紙発行条目』に見られる。その後1875年『新聞紙条例』には「政府ヲ変壊シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントスル者」を懲役する条項が設けられる。

子不党」、『書経』の「無偏無党」などに由来し、儒教思想の一部とされている。古典的「党」は「朋党」を指す。前近代の中国では、「朋党」が引き起こした政治派閥の争い（党争）は、たびたび混乱を招き、皇帝の統治にとって害があるから、儒教では批判的に見られる。古典的「党」の概念は日本にも多少なりとも影響を及ぼしていたと予想される。江戸時代水戸藩藩校「弘道館」は同館の記念碑文「弘道館記」に、「敬神崇儒、無有偏党」が記される（文化庁文化財部記念物課2015：5）。碑文の内容は儒学伝統を発揚すると同時に、天皇を擁護する伝統的な「尊皇」価値観である。弘道館はかつて水戸学の拠点として、その尊皇攘夷の思想が明治維新に多大な影響を与えた。尊ばれる対象は、明治維新以降になると明治政府に移されたと推測できる。1876年、民権派新聞において明治政府を批判する言論が活発になされる。それに対し、政府御用紙の『東京日日新聞』は「（最近新聞の論調は）何と無く不党不偏の本色を失ひ」とし[6]、社説で批判の意見を出した。また、1889年、明治憲法が頒布された翌日、時の黒田清隆首相は「超然主義宣言」を発表し、「超然政党ノ外ニ立チ」「不偏不党ノ心ヲ以テ」と公言した[7]。中立公平な立場を取ろうとするように見えるが、実際は「権力側に偏る」という方向に近く、政党政治を否定する傾向を帯びている。

一方、新聞の規範的性格を表し、政府寄りの立場とは言えない使用例も同時に存在していた。1882年『時事新報』の創刊号では「独立不羈ノ一義」[8]を明記する他、大阪朝日で登載した購読広告にも「偏頗ならざる」「独立独行」の表現が見られる[9]。1883年『朝野新聞』は、これまでの機関紙の立場から転換し、「不偏不倚」の指針を打ち出した（山本1973b＝1994：23）。1888年7月、かつての御用新聞だった『東京日日新聞』は福地桜痴の引退とともに、「不羈独立」「偏せず党せず」の方針に転換した[10]。同年11月『大阪日報』は『大阪毎日新聞』に改名する際、「不偏中立」を指針にした（毎日新聞社2002：211）。朝日新聞の場合、1882年実施される社内向けの「朝日新聞社執務規程」と1888年の「朝日新聞通則」は「公平無私」が記載された。1908年、大阪朝日は有限会社に改組する際に作った「朝日新聞編集綱領」では、相変わらず「公平無私」が第1条に記入された（朝日新聞百年史編修委員会1995：1-2）。1918年白虹事件を受け、退社せざるを得なかった長谷川如是閑は、「厳正中立」が大阪朝日の伝統精神であると述べた（長谷川1919＝1990：10）。長谷川は鳥居素川と同じく、新聞『日本』に出身したリベラル色の強いジャーナリストであり、白虹事件の際に鳥居と一緒に退社した。在社時に教わった「厳正中立」はおそらく「公平無私」の延長線にあるものだと考えられる。したがって、「不偏不党」及びその類義表現は、比較的早い時期から日本の新聞規範に近いものへと変化していた。

3.2. 新聞の商業性と不偏不党

新聞の商業性は経営の死活に関わり、避けられない問題である。『理想の新聞』を著したスティード（1938＝1998）が指摘した通り、20世紀30年代までのイギリスでは、商業ジャーナリズムが一般に普及してきた。一方、オピニオン・ジャーナリズムは購読者数が少なく、たとえ販売収入に広告収入

►6 社説欄，東京日日新聞朝刊，1876年7月28日，2-3頁

►7 「憲法発布に際して黒田首相演説」牧野伸顕関係文書　書類の部，84，国立国会図書館，1889年2月12日

►8 「本紙発兌之趣旨」時事新報，1頁，1882年3月1日

►9 「時事新報社時事新報定価見本無料逓送」（広告）大阪朝日新聞朝刊，1886年4月8日，4頁

►10 「将来の方向」東京日日新聞朝刊，2頁，1888年7月10日

を加えても、製作コストと配達コストをカバーできなかったという（スティード1938＝1998：220-221）。他方、リップマン（1922＝1987）も商業性の問題を指摘している。新聞、広告主、一般読者という三角関係にあっては、新聞のコストは広告主の広告代金で補填されるため、広告主のターゲットは、同じ新聞の読者と重なる一般消費者である。そこで、新聞は一般消費者（読者）の考え方を尊重しなければ、継続的に収入を得られず、ひいては新聞の維持もできなくなるという現実が存在する（リップマン1922＝1987：171-174）。同時代の大阪毎日の本山彦一社長は、「新聞も一種の商品なり」と明白に指摘する。新聞の「商品主義」、また「資本主義」を嫌う人がいる、ということは本山も承知している。しかし、「（商品主義でなければ）何によつてか新聞社の設備を完備し、其独立を企図し得べきや」と、新聞の商業性が不可欠であることを喝破した（本山1922＝1982：序文部分）。ここで分かるのは、単なる報道と論評を提供するだけで、営業に力を入れない新聞が長くは続かないということである。

それゆえ、「不偏不党」を解説する先行研究では、不偏不党と新聞の商業性、朝日新聞社の企業性を結び付けて論じるものが多い。代表的なのは山本（1967a；1967b；1973a；1973b＝1994；2005）と有山（1986；1995；2021）である。山本の研究では、新聞の商品性を中心にして、朝日新聞の営利的動機から不偏不党をとらえている。一言でまとめると、「不偏不党」の本質は、できる限り多くの階層、つまり大衆に売れるようという方針にある。他方、有山は朝日新聞社の歴史に注目し、「不偏不党」は朝日の企業的体質の表現と捉える。有山（1986）によると、かつての朝日は、裏では政府による極秘の資金援助を受けつつ、表では中立を仮装していた時期があった。また有山（1995）は、朝日新聞社の企業体質を掘り下げて緻密な歴史的考察を行い、不偏不党、天皇制国家観、企業的論理が、緊密に結ばれているという結論を得ている。以下にやや詳しく解説する。

白虹事件前の朝日新聞は、既に企業的新聞に移行しはじめ、社外向けの販売と広告を組織的計画的に拡張する一方、社内の構造を官僚的組織化の方向へ進めていた（有山1995：140）。にもかかわらず、白虹事件までの朝日新聞では、「自律的なジャーナリズム論」が形成できていなかった（有山1995：321）。有山（2021）の一部を引用すれば、確かに『日本』出身の記者達が大阪朝日で活躍し、1910年代に「民本主義」[11]を掲げ、新聞界全体の主導的役割を果たしていた。しかし、「営利を否定した新聞像を理念とする」記者と、「営利的拡大を目指す」新聞社の間には、実は「ねじれた関係」がある（有山2021：45）。こうして、記者の民本主義ジャーナリズムの理想と新聞社の営利主義の矛盾は未解決のまま、白虹事件が発生した。

白虹事件後、鳥居派が退陣し、社内の人事では激震が走った。編集の主導権を握る西村天囚は大阪朝日の謝罪文に、「（朝日新聞は）国家社会の公益を図るべき公器」という文言を書いた。このような文言表現には、天皇制国家を擁護する責任に発する観点、いわゆる「国家的責任論」が反映されている。有山から見れば、この「国家的責任から演繹された『不偏不党』『穏健妥当』『確実報道』は、商品としての新聞の特性」でもある。そのため、国家的責任論（＝

►11 「民本主義」は「民主主義」と区別される概念である。民主主義の人民主権論と異なり、民本主義の国家主権は君主（天皇）にある為、吉野作造によって提唱された。また、吉野の民本主義には「識者階級」の指導によって実現される性格が鮮明であるという。ここで言う「大阪朝日の民本主義」は、その「性格」の側面を表していると考えられる。有山（1995）で指摘されたように、大阪朝日の記者達は新聞の「指導性」を「強く意識していた」（有山1995：193）。

朱 迪 ZHU Di

不偏不党）は意外にも企業化した新聞社に適合したものであるという。（有山1995：324）。まとめれば、企業的論理に沿って発展してきた大阪朝日が、謝罪文に国家的責任論を表明し、不偏不党を明確にしたのは、以下のことを意味するのではないか。つまり、かつて陸羯南の新聞『日本』から発し、鳥居、長谷川などの記者が実現しようとした自律的なジャーナリズムの理想は、白虹事件を経て「否定」された。その代わりに、「国家的責任の枠内で、企業的新聞としてより大胆に経営の倫理を発揮することになっていく」のである（有山1995：324）。白虹事件をきっかけに、大阪朝日は「不偏不党」を掲げつつ、企業的新聞として成立したのは、以上のプロセスから読み取れる。

3.3. 占領期のメディア統制と「不偏不党」

日本は敗戦後の1945年、GHQ／SCAP（the General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers連合軍総司令部、以下はGHQで省略）が主導する占領期に入り、「言論の自由」という大義名分の下で、厳しい言論統制が1949年10月末まで続いた。GHQに与えられた「自由」は、軍国主義の影響を除去するための、自由という名の新しい統制と言わざるを得ない。その背景として、GHQは朝日新聞に対して、48時間発行停止をさせたこともある。

発行停止となった原因は、占領初期の「二重権力状況」に帰結する（有山1996：150-151）。一方でGHQは、マスメディア統制を徐々に強化してきた。他方で、「国体護持」、つまり天皇制を存続させる信念を持つ日本政府は、8月9日御前会議でポツダム宣言を受け入れる方向が決まった時から、8月15日の「玉音放送」を聞いた国民の感情が混乱することになるという状況を予想し、予防線を張って「国体護持」の狙いで一連の「国民輿論指導方針」を制定していた（有山1996：79-116）。「二重権力状況」の下で、マスメディアは自律性を発揮するどころか、日本政府によるメディア統制は敗戦前と同様に機能していたのである。

この「二重権力状況」を打破するために、GHQは9月10日、「言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書（SCAPIN-16）」を頒布した。14日に同覚書の「公共の安寧を妨げる（to disturb public tranquility）」との理由で、同盟通信社に業務停止を命令し、翌日の15日には、同社の国内ニュース配信の100％検閲という条件付きで、業務再開を許可した。続いて、GHQは朝日新聞に、9月18日から20日まで2日間の発行停止令を出した。19日、GHQはプレス・コード（SCAPIN-33）を頒布し、中には「公共の安寧を妨げる（to disturb public tranquility）」という項目が継承された。9月25日、昭和天皇はアメリカ記者と面会し、27日、アメリカ大使館にいるGHQマッカーサー最高司令官を訪問した。天皇の記者会見の詳細とマッカーサー訪問の写真が29日に日本国内のマスメディアに公開されることになる直前の28日、内務省は新聞紙法23条「安寧秩序ヲ紊シ」（詳しくは本論の注4を参照）を発動し、朝日、毎日、読売の天皇記者会見報道を発売禁止と差押命令を出した（有山1996：181；同上：185）。報道の詳細を読んだ日本国民が、天皇は記者会見を通して戦争責任を東条英機に転嫁している、というように受け止める可能性があり、ひいてはこの報道は公的秩序を乱すものだと見なされたからである（有山1996：174-175；

同上：182)。これを受けてGHQは、29日午前、「新聞及言論ノ自由ヘノ追加措置ニ関スル覚書（SCAPIN-66)」を、27日付で日本政府に発した。この追加措置は、明治以来『新聞紙法』をはじめとする一連の言論統制の法規定を撤廃するものとなる。しかも27日に遡って適用されるため、新聞紙法による29日の3大紙への発売禁止令は、この「追加措置」のため直ちに無効となった（有山1996：186)。これより、日本のマスメディアに対する統制の権限はGHQに移転されたのである。

結局、朝日新聞は「自由」という名のメディア統制を従順に受け入れ、自律的に言論の自由を求めることはなかった。これに関しては朝日自身も自覚している。笠信太郎は、「自分の力ではなく、敗戦というまったく思いがけない外からのチャンスによって」新聞が生き返っていると嘆いた（笠1955：210)。また、笠は1962年の新入社員向けの講演会で、戦後の新聞が持つ「言論の自由」は、朝日新聞自身の力で作ったものではなく、「与えられたもの」であるという点には、「根本的な問題があり欠陥がある」と意識している。その後、イギリスと日本の新聞の歴史を踏まえ、経済的基礎を持つ独立の新聞になってはじめて、自由な言論ができるという、前述の本山彦一と同じ商業性が不可欠であることを強調した。続いて戦後の「不偏不党」とは､笠は「インデペンデント」､つまりどのような勢力にも依存しないという意味があるが､「固定したアイデア」､つまり一元論的に物事を判断する「イデオロギー」にも依存せず、あらゆる角度から問題を見て検討するという価値観であると解釈した（朝日新聞百年史編修委員会1994:164-166)。戦前から戦後にかけて、メディア統制の中で継続されてきた「不偏不党」は、本来の「インデペンデント」論ではなく、固定した「イデオロギー」に依存しないものと解釈されている。

3.4. 残される問題点

先行研究で見たように、朝日新聞が持つ商業的性格は、白虹事件後「不偏不党」という表現に集約される。それゆえ、大阪朝日の政府に屈する遠因は、結果的にこの「不偏不党」にあると考えられる。他方､単なるメディア史的に、マクロ的な視点から見れば、大正期に新聞の大衆化される背景の中、不偏不党は新聞の商業性に帰結すると解釈できる。日本の新聞は企業化に向けて大きな発展を遂げ（岡1977：202-203)、1924年1月大阪朝日と大阪毎日両社は自社新聞発行部数100万部突破を宣言した（岡1977：205)。これも同じ大正期に起こった事実である。

それにしても､「不偏不党」を文字通りに見れば、直感的には規範的ジャーナリズムの観点から受けとられうる。上記の有山（1995）の考察も確かに説得的ではあるが、本論冒頭の問題意識で示した不偏不党の「2つの異なる方向性」の問題から考えてみれば､極めて不自然である。仮に､有山の結論に沿って考えてみれば、歴史上の「不偏不党」は、企業的新聞に適合する表看板であると同時に、政府による言論弾圧をかわすために、天皇制国家に忠誠心を表すための「合言葉」でもある。とすれば、戦後ではなぜ変更されなかったのか。現在の朝日新聞は「不偏不党」を、他の新聞は不偏不党の類義的な表

現を、編集綱領あるいはそれに準ずるものとして掲げている。しかし、たとえ新聞の批判機能がそこで表現されていたとしても、白虹事件という不都合な歴史を前にすれば、その新聞は説得力を持たなくなるだろう。仮に「不偏不党」という表現はそのまま維持されなければならない、という何らかの事情があるならば、今日の「不偏不党」という言葉自体の方が、暗黙のうちに、既に再解釈され変化しつつある可能性が推測される。

戦前から戦中、そして戦後のメディア統制に対して、朝日新聞はほとんど抵抗せずに従順であった。有山（1996）から見れば、「与えられる自由をそのまま受け入れていく態度と統制を従順に受け入れていく態度とは同じであった」。朝日は「手に入れた自由を論理的武器にして検閲統制に抵抗する態度はとらなかった」からである（有山1996：287）。有山の批判に従えば、戦後の「不偏不党」も戦前との連続性があると結論でき、すべての問題は「不偏不党」にたどり着くことになるだろう。しかし、ここからさらに掘り下げて、不偏不党が指し示す、マスメディアと公権力との力関係という根幹となる構図を検討することは、忘れてはならないのではないか。

4 白虹事件における権力コミュニケーション

4.1. ルーマンの権力コミュニケーション

マスメディアと公権力との力関係を見る場合、多くの権力概念の中でも、ルーマンの権力コミュニケーション論[12]は明快で妥当性があると考えられる。ルーマンの『権力』及び『GLU：ニクラス・ルーマン社会システム用語集』によれば、権力コミュニケーションとは、権力主体が用意した期待選択肢と、否定的サンクション付きの回避選択肢との組み合わせで、権力客体が期待選択肢の受け入れを蓋然的にするものであるとされる。権力コミュニケーションによって、「集団拘束力を有する決定を行う権限を保障する」、政治システムが形成される（バラルディ他2013[13]：207）。その場合、最も「権力を持つ」者が集団拘束的な決定を実現するために、権力コミュニケーションはメディア役を果たしていると解釈できる。

そして、政治システムにおいて、この「集団拘束的な決定を実現する」機能を効率よく実現するために、権力コミュニケーションは常に「二元コード」に沿って進行していく。「二元コード」を使うことで、「無数の可能性が、相互に否定の関係にあるたった2つの選択肢に縮減される」（GLU：118）。政治システムのコードはいくつかある。例えば「権力を持つ／権力を持たない」「与党／野党」「革新的／保守的」が挙げられる（井庭2011：29；GLU：207-209）。このような「A／非A」の下で、「相互に否定」する関係は、シンプルかつ強力的な二元化コードとなり、権力コミュニケーションの進行と継続を支えているのである。

►12 ルーマンの理論では、「社会」の基礎的要素が「コミュニケーション」ととらえられている。「権力」等の概念も「コミュニケーション」と結び付けられて論じられている。それに従って、本論では一般の「権力」概念をルーマンの「権力コミュニケーション」概念に相当するものと考えて論を進める。

►13 これ以降の引用は（GLU：ページ数）という形で略記する。

4.2. 三角関係の中のマスメディアと公権力の権力者

ルーマンの権力コミュニケーション論の概念を土台にして、他の先行研究を援用しながら、筆者はマスメディア、公権力の権力者、オーディエンスという3者の権力関係を内包する理論的枠組みを作り上げた（朱2022：21-38）。以下の図1に示されるように、6つの権力方向に分けられている。それぞれの代表例は表1にまとめているが、本論では（1）と（2）、つまり「マスメディア」と「公権力の権力者」との双方向の権力コミュニケーションに注目したい。

■図1　マスメディア、公権力、オーディエンスの3者の権力関係のイメージ（朱2022：33）

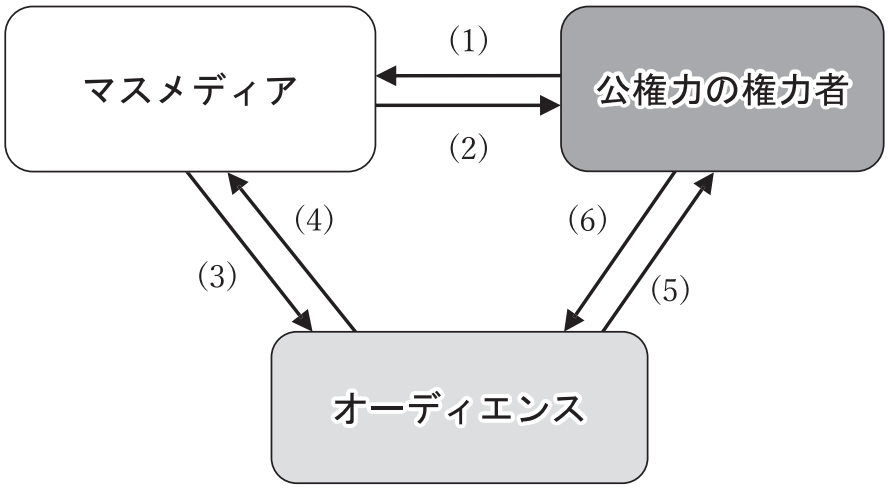

■表1　6つの権力方向およびその代表例（朱2022：36）

番号	方向	権力現象の例
(1)	公権力の権力者→マスメディア	法的規制、情報提供
(2)	マスメディア→公権力の権力者	否定的報道と論評、メディア世論
(3)	マスメディア→オーディエンス	議題設定機能、出来事の物語化
(4)	オーディエンス→マスメディア	オーディエンスの反応、外部世論、不買の権利
(5)	オーディエンス→公権力の権力者	選挙権、外部世論
(6)	公権力の権力者→オーディエンス	強制の力または物理的暴力の使用可能性

公権力の権力者は（1）の方向に示したように、法律に則ってマスメディアを規制また管理をしている。それと同時に、公権力の権力者はマスメディアの重要な情報源でもあり、情報提供をしている。もしマスメディアが法律または規定に違反すれば、公権力の権力者はこれを理由として、法的制裁を発動したり、または情報提供を拒絶したりする選択肢（「否定的なサンクション」付きの選択肢）を実現する可能性を持つことになる。ゆえに、現実的にはマスメディアは、この「否定的なサンクション」を伴う選択肢を、回避し

なければならなない。マスメディアが公権力による規制と管理の下に置かれている理由は、このように解釈することができる。

しかし、マスメディアは常に受動的な位置づけに立っているとは限らない。マスメディアは公開の場で報道と論評をすることで、世論形成の能力を持ち、世論の代弁者として見なされるからである。公権力の権力者の言論と行動は、常にマスメディアの報道と論評により「規範化」されている。「規範化」という表現が意味しているのは、あるまじき言動、不適切な政策決定などが公に暴かれ、公権力を司る者としては失格と見なされることを回避しなくてはならない、ということである。そのため、マスメディアの権力コミュニケーションは、世論形成の力を発動し、あるまじき不正なことを人々に知らしめる選択肢（「否定的なサンクション」付きの選択肢）を示すことで、「脅し」（不正の抑止力）をかけることにある。

したがって、このような理論的枠組みから見れば、「マスメディア」と「公権力の権力者」との間、互いに権力を持って相手を制する可能性が、理論的には存在する。ただし、この枠組みにおいてそれぞれの力の大きさは論じられていない。白虹事件のような実例でこの理論的枠組みを検証することによって、分析の精度は高くなると考えられる。

4.3. 権力コミュニケーションで白虹事件を見る

いわゆる「白虹筆禍事件」とは、政府が公権力を行使し、「白虹日を貫く」という編集上のミスを巧妙に利用することで、異論を唱える大阪朝日に、否定的なサンクション付きの選択肢を与え、同新聞を弾圧することができた事件である。事件の背景にある、政府とマスメディアの対立は、まさに公権力にあるかないかの基準[14]で、二元コードで区別され、与党（政府）と野党（反対党、マスメディア）の二元的分立態勢が形成される。政府とマスメディアの争点は、常に「権力のあり方」をめぐって展開される。例えば、大正初期第一次護憲運動をメルクマールにして、藩閥政治の打破、憲法に基づく政治の実現、言論の自由、普通選挙、政党政治などに対する期待は、権力の再分配に関わり、あくまでも「権力を持つ／権力を持たない」というコードから離れてはいなかったのである。米騒動から白虹事件が発生するまでの時期、新聞という「野党」は常に政府を監視する役割を果たそうとした。とはいえ、思い通りに役割を果たせるとは限らない。なぜかといえば、報道と論評によって政府を監視したり批判したりすることで、世論に影響を与え、選挙によって平和的に政権交代の発生を促す時代は、まだ到来していないからだ。

ここから2つの推論を導くことができる。ひとつは、新聞の権力コミュニケーション――言わば世論を形成する能力をもって、政府をプッシュする「脅し」――はまだ有効なサンクションとはなっていないということ。もうひとつは、普通選挙という平和的な方法がないならば、代わりに暴力的革命によって政権交代を発生させる可能性があるということ[15]。この2つの推論に基づいて、政府が米騒動を経て強硬手段を選んだ動機も解釈できる。他方、政府の「脅し」は有効であり、行政（大阪府警の告発）と法律（新聞紙法）は、いずれも物理的暴力で担保されている。これをもって、政府当局は否定的なサンク

►14 井庭（2011）によると、「ある人が国家の役職に就いているということは、政治的権力をもつということを意味している。同時に、他の人はそれをもっていないということも意味している。それゆえ、与党は集合的な決定を実現し、野党は与党の決定が不適切であるとか不十分であるとかいう指摘をすることになる。」（井庭2011：29）また、『GLU』でも類似する解説が見られる（GLU：207-208）。以上を参考にした上で、本論ではマスメディアを広義上の「野党」とも考える。

►15 ロシアとドイツの君主制がこの時期で終焉した背景に、白虹事件の判決文で示す裁判所の見解は、公権力側の危機感を示している。判決文によると、「白虹日を貫く」は、「悲観ト恐怖ノ情調」に溢れて「予言的暗示的」な表現であり、国が「凶変襲ヒ動揺ノ末遂ニ滅亡」に至ることを読者に連想させる（朝日新聞百年史編修委員会1995：103）。

ション付きの選択肢（新聞紙法に則って大阪朝日さらに東西両朝日新聞の発行を禁止すること）と、期待される選択肢（今までの政府批判の方針をやめて天皇制国家の下で言論を抑制的なものへ転じること）を提供している[16]。結果的に、大阪朝日は対抗することができず、後者を選ぶしかできなかった。この時点で、大阪朝日は「弾圧を受けた」状況と考えることができる。

したがって、新聞と政府がせめぎ合う政治システムにおいて、権力コミュニケーションの進行は「二元コード」によって、「権力を持つ／権力を持たない」に沿って解釈されうる。事実上の「与党」の位置につく政府は、確実に有効である行政上と法律上の手段を持つのである。それに対して、「野党」に位置づく新聞は「行政と法律の手段」に対抗できる確実な手段を持たない。この状況をイメージ化すれば図2のようになる。矢印が太ければ、「脅し」も大きく、否定的なサンクションが現実化される可能性が高くなる。結局のところ、「権力を持つ」のは、政府当局にあると判定されうる。事件発生時、「与党（政府）」と「野党（マスメディア）」との間の力のバランスは、「与党・権力を持つ」側に偏っている。事件後、寺内内閣の総辞職を迎え、新聞の「権力コミュニケーション」はある程度有効だと証明されるが、その代価は大きかった。鳥居素川、長谷川如是閑をはじめるとする多くの主幹ジャーナリストたちは退社することや、また朝刊一面の謝罪文のことは、疑いなく大阪朝日の無残な屈服を物語っている。また、この構図は戦後GHQによるメディア統制期にも適用できる。占領期マスメディア言論は、GHQによる検閲、指導の下に置かれており、反抗するすべはないのである。

■図2　白虹事件の時点で、大阪朝日と政府当局のサンクションのバランスを示す図

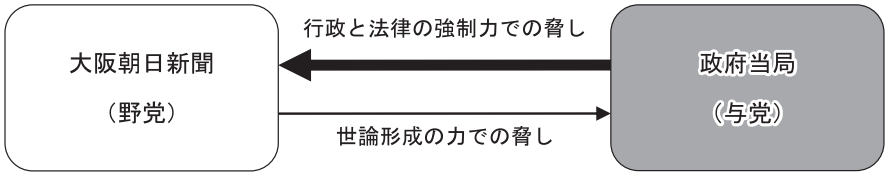

4.4. 不偏不党の両義性の形成原因

権力コミュニケーションの観点を使って、不偏不党の歴史を通時的に見れば、不偏不党の両義性を形成する原因も解釈できる。不偏不党はもともと、支配者階層に使われていたが、明治期から近代的国家に転換しようとする模索の中、近代的新聞にも使われ、公正・公平・中立なビジョンが付与される。3.1で見たとおり、編集指針、スローガンのようなものとして、不偏不党およびその類義表現は、多くの新聞に使われる時期があった。しかし、絶対主義的な要素が大きい天皇制の下で、公権力側の権力コミュニケーションは一方的に強まっていく。白虹事件の経過を見れば分かるように、大阪朝日が政府の権力コミュニケーションと対抗できる主たる手段は、言論活動、集会でしかない。しかも言論活動自体ですら、簡単に行政命令または法律で封じ込められる。大正末期以降、普通選挙法は実現されたが、治安維持法もこの時期

►16　原敬日記12月8日の内容はこの論述を裏付ける。12月1日大阪朝日の謝罪文は朝刊一面で公開した後、大阪地裁方面は「発行禁止」の必要がないとの意見を示した。首相兼法相の原は「社長を呼出して其真意を慥かむる」必要があると考え、後継社長の上野理一と面会した。原は上野から「如此過失を再びせざる事」また「今回寛大なる判決に付て」「決して控訴をなさざる事」の保証をもらい、大阪朝日の謝罪文に書いた内容は本物だと確認できた。

朱　迪　ZHU Di

に成立したため、公権力側の思想統制の傾向がいっそう強まった。さらに満州事変以降、軍部の暴走に伴い、国全体は長期にわたって戦争の泥沼に陥っていた。否定的なサンクションのバランスは、国家側の統制によって一方的に強まる状況になっていったのである。

戦後、特に今日の不偏不党およびその類義表現は一般的に、規範的な方向性が期待されるようになる。その理由は、マスメディアは報道と評論をする公開の言論機関として、公権力を監視することができ、世論の代弁者と見なされるからだ。世論に影響を与えて、間接的に政権交代の発生を促すことは、公権力に対するマスメディアならではの「脅し」である。ただし、このパターンはあくまでも理想的な状況であり、実際はどうであるのかは別である。例えば番記者の場合は政治家と密着して取材する必要があるため、密かに水面下で交渉することもあるだろう。報道機関と公権力との癒着現象はジャーナリズムの批判機能を鈍化させる恐れがあるため、たびたび批判されている。にもかかわらず、政治家のあるまじき行為、スキャンダル、不正なことがいったんマスメディアに暴かれると、やはり、国会での質疑応答とか、マスメディアを通しての公式説明が必要となる。ゆえに、公権力側の持つ行政と法律で担保されるサンクションに匹敵するサンクションが、世論の代弁者であるマスメディアの手に入れられて、両者の間にサンクションのバランスが一定の水準まで取れていると考えられる。

戦前から戦時、敗戦、そして戦後GHQによるメディア統制期を通して、「不偏不党」は引き続き1952年版の編集綱領に残される。「不偏不党」という言葉が戦後まで引き継がれるという事情は、固定した「イデオロギー」に依存しないという、朝日新聞の努力による新しい方向というより、むしろ羅針盤のように、今までの歴史を貫く、常にマスメディアと公権力との力関係という根幹的な構図を指し示すものであろう。「不偏不党」の含意は時代ごとに変化しつつあるかもしれないが、含意を左右し、ダイナミックなマスメディアと公権力との権力コミュニケーションは、ずっと続いている。選挙での政権交代とマスメディアの監視機能が現実的になってはじめて、マスメディアと公権力との両者のサンクションは、力関係において接近してはじめて、不偏不党は「規範的な方向性」に戻っていると実感されうる。逆に、不偏不党はまた「妥協的な方向性」を意味すると感じられたとするならば、マスメディアと公権力との力関係は再び検証されるべきであろう。「不偏不党」はそのまま維持されなければならない理由は、ここにあると考えられるのではないだろうか。

5 結論

本論ではルーマンの権力コミュニケーション論の視点をもって、白虹事件のプロセスと結果へ至る論理を明らかにするとともに、不偏不党が2つ異な

る方向性を持つ原因を考察した。権力コミュニケーションの生成と継続は基本的に以下のプロセスに従う。権力主体から否定的なサンクション付きの選択肢と期待選択肢の2つが示されるが、前者の実現される可能性があってはじめて、権力客体が後者を受け入れるという結果が蓋然的になる。権力コミュニケーションが決定的に進行していくには、必ず「権力を持つ／権力を持たない」という二元コードが使われ、最終的には（原則的には）「権力を持つ」側が提供する「期待選択肢」が、実現されることになる。

この枠組みで考えれば、サンクションのバランスが片方に偏っていたが故に、白虹事件のプロセスは以下の判断に基づき、必然的なものであったと結論できる。すなわち、権力コミュニケーションの構造において、大阪朝日は有効な「脅し」（サンクション）を持っていなかったという判断である。新聞は世論を喚起し、世論の代弁者として巨大な社会的影響力を持つが、白虹事件までは、その影響力を直接的に選挙結果に反映させ、恒常的な政権交代を実現させるほど、有効な脅しへと転化させるには至っていなかった。それに対して、公権力の持つ否定的なサンクションは、例えば行政と法律が代表例として、強制力によって担保されており、有効なものであった。

白虹事件から出発した朝日新聞の不偏不党は、それが指し示しているマスメディアと公権力との力関係が、問題のすべての根幹に位置付けると言えよう。ゆえに、白虹事件を取り上げる意義もこの力関係に基づいている。不偏不党の2つ異なる方向性を持つ理由、その含意が歴史的に変化しつつある原因、および長年にわたって使われている理由は、常に権力コミュニケーションのダイナミックな作動過程にある。公権力側の否定的なサンクションが一方的に強くなると、権力バランスも公権力側に傾きはじめ、「不偏不党」は「妥協的な意味の方向性」で機能することになる。反対に、マスメディアが公権力を監視し、世論に影響を及ぼすことで、選挙によって恒常的な政権交代を促す可能性が示されれば、サンクションのバランスが取れ、「不偏不党」は公正・公平・中立的なビジョンに寄与するものにもなり得るであろう。つまり、「不偏不党」は、再び「規範的な方向性」に戻ってくる可能性があるのではないか、ということである。

謝辞

本論の執筆にあたり、指導教員の鈴木純一先生に深謝致します。要旨の英語表現の修正にご協力いただいた、Reggy Figer先生にも、深く御礼申し上げます。

6 参考文献

書籍と論文（著者五十音順）
朝日新聞百年史編修委員会（1991）『朝日新聞社史　大正・昭和戦前編』朝日新聞社

朝日新聞百年史編修委員会（1994）『朝日新聞社史　昭和戦後編』朝日新聞社
朝日新聞百年史編修委員会（1995）『朝日新聞社史　資料編』朝日新聞社
有山輝雄（1986）「『中立』新聞の形成：明治中期における政府と朝日新聞」『成城文藝』第117号，pp.30-54
有山輝雄（1995）『近代日本ジャーナリズムの構造　大阪朝日新聞「白虹事件」前後』東京出版
有山輝雄（1996）『占領期メディア史研究：自由と統制・1945年』柏書房
有山輝雄（2004）「第4章　『民衆』の時代から『大衆』の時代へ：明治末期から大正期のメディア」『メディア史を学ぶ人のために』有山輝雄・竹山昭子編，世界思想社
有山輝雄（2021）「幻想のジャーナリズム　『中立』『不偏不党』の名の下での戦争報道」『Journalism』2021年4月号（No.371），朝日新聞社ジャーナリスト学校，pp.42-47
井口暁（2011）「ルーマン権力論の構図：権力概念と政治的権力論を中心に」社会システム研究（第23号）pp.119-157
伊藤正徳（1943）『新聞五十年史』，鱒書房
井庭崇（2011）「序章　社会をシステムとして捉える：社会システム理論入門」『社会システム理論：不透明な社会を捉える知の技法』井庭崇編著，慶應義塾大学出版会，pp.1-36
江藤淳（1989）『閉された言語空間：占領軍の検閲と戦後日本』文芸春秋
岡満男（1977）「第12章　新聞の企業化」『改定　近代日本新聞小史』ミネルヴァ書房
小澤正明（1988）『朱熹集註論語全訳』白帝社
加藤常賢（1983）『新釈漢文大系25　書経（上）』明治書院
金沢敏子ほか（2016）『米騒動とジャーナリズム　大正の米騒動から百年』金澤敏子・向井嘉之・阿部不二子・瀬谷實著，梧桐書院
クニール，ゲオルク他（1995）『ルーマン　社会システム理論』ゲオルク・クニール、アルミン・ナセヒ著，舘野受男・池田貞夫・野崎和義訳，新泉社
佐々木隆（1999）「第4章　日露戦争と新聞の変貌」『日本の近代14：メディアと権力』中央公論新社
朱迪（2022）「権力概念とマスメディア：社会学的理論研究の視点から」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』第35号，pp.21-38
スティード，ウイッカム（1998）「第7章『商業ジャーナリズム』」『理想の新聞』浅井泰範訳，みすず書房，pp.207-226
外岡秀俊（2021）「メディアは『中立･客観』を離れ、開かれた『公正』報道を目指せ:『多事争論』再び」『Journalism』2021年4月号（No.371），朝日新聞社ジャーナリスト学校，pp.4-10
辻田真佐憲（2018）「いまも変わらない言論弾圧事件　自由を圧迫する『社会的なるもの』」『Journalism』2018年1月号（No.332），朝日新聞社ジャーナリスト学校，pp.100-107
長谷川如是閑（1919＝1990）「『大阪朝日』から『我等』へ」『長谷川如是閑集　第6巻』岩波書店
馬場靖雄（2020）「オートポイエティック･システムとしてのマスメディア:ニクラス･ルーマン『マスメディアのリアリティ』を読む」『社会学研究所紀要』第1号，大東文化大学社会学研究所，pp.1-16
原敬（1950）『原敬日記（第8巻）』原圭一郎編，乾元社
バラルディ，クラウディオ他（2013）『GLU:ニクラス･ルーマン社会システム理論用語集』クラウディオ・バラルディ，ジャンカルロ・コルシ，エレーナ・エスポジト著，土方透・庄司信・毛利康俊訳，国文社
春原昭彦（2003）『日本新聞通史：1861年-2000年』新泉社
平田茂樹（1995）「宋代の朋党と詔獄」『人文研究』47巻8号，p.553-586
福田襄之介・森熊男（1988）『新釈漢文大系49　戦国策（下）』明治書院
文化庁文化財部記念物課（2015）「第1章　弘道館記碑の沿革」『東日本大震災に伴う弘道館記碑等の復旧事業報告書』2015年3月30日，文化庁公式サイトhttps://www.bunka.go.jp/earthquake/fukkyu_hokoku.html　最終閲覧：2022年10月5日

毎日新聞社（2002）『「毎日」の3世紀：新聞が見つめた激流130年　上巻』毎日新聞社
水沢利忠（1993）『新釈漢文大系89　史記九（列伝二）』明治書院
本山彦一（1922＝1982）「個人としての余の新聞政策」『日本新聞発達史』小野秀雄著，五月書房
門奈直樹（2013）「不偏不党」『現代ジャーナリズム：エンサイクロペディア』早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編，早稲田大学出版部
山本武利（1967a）「明治三十年代前半の新聞読者層」『新聞学評論』第16巻，pp.98-123
山本武利（1967b）「明治30年代前半の〈東朝〉〈時事〉の読者層：商工読者層を中心に」『一橋研究』第14号，pp.1-10
山本武利（1973a）「意見広告と『不偏不党』」『新聞研究』1973年7月号（No.264），日本新聞協会，pp.50-59
山本武利（1973b＝1994）『新聞と民衆：日本型新聞の形成過程』，紀伊國屋書店
山本武利（2005）「第1章　『不偏不党』と日本の新聞」『叢書　現代のメディアとジャーナリズム　第5巻：新聞・雑誌・出版』，山本武利編，ミネルヴァ書房，pp.2-23
山本武利（2013）『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波現代全書007，岩波書店
吉野作造（1918）「言論自由の社会的圧迫を排す」『中央公論』1918年11月号，pp.51-52
リップマン，ウォルター（1922＝1987）『世論（上、下）』掛川トミ子訳，岩波文庫（白-222），岩波書店
笠信太郎（1955）「言わんでもよいこと」『朝日新聞の自画像』鱒書房
ルーマン，ニクラス（1986）『権力』長岡克行訳，勁草書房
ルーマン，ニクラス（1995）『社会システム理論（下）』佐藤勉　監訳，恒星社厚生閣
ルーマン，ニクラス（2005）『マスメディアのリアリティ』林香里訳，木鐸社
渡辺武達（2014）『メディアリテラシーとデモクラシー：積極的公正中立主義の時代』論創社

文献資料（時間順）
「新聞紙発行条目」『明治六年布告類編十七』，記録課，pp.23-26，1873年
社説欄，東京日日新聞朝刊，1876年7月28日，2-3頁
「本紙発兌之趣旨」時事新報，1頁，1882年3月1日
「時事新報社時事新報定価見本無料逓送」（広告）大阪朝日新聞朝刊，1886年4月8日，4頁
「将来の方向」東京日日新聞朝刊，2頁，1888年7月10日
「憲法発布に際して黒田首相演説」牧野伸顕関係文書　書類の部，84，国立国会図書館，1889年2月12日
「出版法」『法令全書』，内閣官報局，1893（明治26）年
「新聞紙法」『法令全書』，内閣官報局，1909（明治42）年
「言論擁護内閣弾劾近畿新聞大会」大阪朝日新聞朝刊，2頁，1918年8月18日
「本日の関西大会」大阪朝日新聞朝刊，7頁，1918年8月25日
「寺内内閣の暴政を責め猛然として弾劾を決議した関西記者大会の痛切なる攻撃演説」大阪朝日新聞夕刊，2頁，1918年8月26日
「本社の違反事件を報じ　併せて我社の本領を宣明す」大阪朝日新聞，朝刊，1頁，1918年12月1日
「SCAPIN-16: Freedom of Press and Speech（言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書）」国立国会図書館デジタルコレクション，1945年9月10日
「SCAPIN-33: Press Code for Japan（プレス・コード）」国立国会図書館デジタルコレクション，1945年9月19日
「SCAPIN-66: Further Steps toward Freedom of Press and Speech（新聞及言論ノ自由ヘノ追加措置ニ関スル覚書）」国立国会図書館デジタルコレクション，1945年9月27日
「放送法」『官報（号外）』第39号，9頁，1950年5月2日
「朝日新聞綱領」1952年制定，朝日新聞社公式サイトhttps://www.asahi.com/corporate/guide/outline/11214445　最終閲覧：2022年10月5日
「The Asahi Shimbun Credo（朝日新聞綱領）」朝日新聞社公式サイトhttps://www.asahi.com/

corporate/english/11053824　最終閲覧：2022年10月5日
「放送法第1条第2号の放送の不偏不党に関する質問主意書」第190回国会　質問第201号，衆議院公式サイト，2016年3月18日
「衆議院議員逢坂誠二君提出放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問に対する答弁書」第190回国会　答弁第201号，衆議院公式サイト，2016年3月29日

（令和4年10月31日受理、令和5年3月31日採択）